

厚生労働省労働政策審議会のヒアリングで、 「日雇派遣の原則禁止」の抜本的見直し等を提案

労働政策審議会で、労働者派遣法の平成24年改正及び平成27年改正について、見直しの検討作業がスタート

厚生労働省労働政策審議会職業安定分科会需給制度部会（以下「労政審」といいます。）で、2019年6月から、労働者派遣法の平成24年改正及び平成27年改正について、見直しの検討作業がスタートしました。

現在、改正法の施行状況を把握するため、派遣事業者団体、労働組合、派遣事業者、派遣先企業、派遣労働者からのヒアリングが行われています。

当協会がヒアリングに出席し、具体例を挙げて問題点を指摘し、見直し案を提案

労政審から当協会に対し、ヒアリングへの出席依頼があり、本年11月20日に開催された労政審に青木会長が出席しました。

青木会長は、別添の「労働者派遣制度に関するヒアリング資料」に基づいて、平成24年改正、平成27年改正の施行状況について、「日雇派遣の原則禁止」、「離職後1年以内の派遣禁止」等に関し具体例を挙げて問題点を指摘し、見直し案を提案しました。



<厚生労働省 労働政策審議会 職業安定分科会 需給制度部会>

ヒアリングで説明した主な内容は下記のとおりです。詳細は、別添資料（[こちら](#)）をご覧ください。

○日雇派遣の原則禁止の抜本的見直し

- ・所得要件のために働きたくても働けない人がたくさんいる。
- ・所得証明書を提出すること自体への抵抗感も強く、所得要件は撤廃すべき。
- ・企業にとっても、急な人材需要には直接雇用では対応困難。
- ・日雇派遣の課題については、「原則禁止」という手法ではなく、個別・具体的に検討して対処すべき
例えば、
 - 派遣元が日雇派遣のための特別の雇用管理体制を整備することを許可条件とする。
 - 危険・有害業務についてのみネガティブリスト化して禁止する。

○離職後1年以内の労働者派遣の禁止の見直し

- ・有期雇用契約で就業していた場合など、常用代替の恐れがない場合などは、禁止の例外とすべき。

○マージン率等の情報提供の廃止

- ・マージン率等の情報提供は、契約自由の原則、公平性の観点等から廃止すべき。

「人材ビジネス」、「労働新聞」も労政審での当協会の指摘、提案を大きく掲載

今回の労政審のヒアリング出席は、マスコミでも注目されています。

「人材ビジネス 12月号」では、巻頭のFLASHに掲載されるとともに、JINBIZ REPORTで「日雇派遣の原則禁止等で技能協が見直しを要望」とのタイトルで6ページにわたる特集を組んで、当協会の指摘、提案、その後の質疑応答の様子を丁寧に報じています。

「労働新聞」(12月9日付)では、1面トップで『日雇派遣』緩和を検討」との見出しで、派遣法改正に向けた検討開始の記事が掲載され、当協会の労政審ヒアリングでの指摘、提言が大きく取り上げられています。

こちらも、ぜひ、ご覧ください。

当協会は今後も、働く方の雇用機会を確保し、会員の皆さまが円滑な事業運営ができるよう、努めてまいります。

【お問い合わせ先】

一般社団法人 日本生産技能労務協会 事務局 TEL:(03)6721-5361 FAX:(03)6721-5362